

重要事項説明書

社会福祉法人 泰政会
特別養護老人ホーム レガメ町田

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 泰政会 (たいせいかい)
- (2) 法人本部所在地 神奈川県相模原市中央区中央5-3-18
- (3) 電話番号 042-751-7732
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 由美子

2. 利用施設及び概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (3) 建物の延べ床面積 4740.99㎡
- (4) 併設事業 ・短期入所生活介護 ・デイサービス ・居宅介護支援事業所
- (5) 施設の目的 入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう、「暮らしの継続という点」に配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
- (6) 施設の名称 特別養護老人ホーム レガメ町田
- (7) 施設の所在地 東京都町田市南大谷1丁目41番1号
- (8) 電話番号 042(728)1117
- (9) 施設長(管理者) 氏名 松本 勇作
- (10) 当施設の運営方針
 - ・本事業所において提供する指定介護老人福祉施設サービスは、介護保険法ならびに厚生省令、厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。
 - ・施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて支援を妥当適切に行わなければなりません。
 - ・入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
 - ・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
 - ・サービス提供は懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対しサービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明します。
 - ・サービスの提供にあたり、当該入所者又は他の入所者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。
 - ・施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

- ・定期的に提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図ります。
- ・施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。

(11) 開設年月日 平成29年3月1日

(12) 入所定員 90名（別途、短期入所生活介護10名）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

入居される居室については全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	90室	全90部屋（1～3階）
リビング（共同生活室）	9箇所	各ユニット内
談話室	2箇所	2階3階 各1箇所。
多目的室	1箇所	1階
浴室	13室	一般浴槽兼リフト浴槽（各ユニット内） （リフト設置は5台）特殊浴槽（機械浴1～3階に設置）
医務室・看護室	1室	2階

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

・居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

・トイレ・洗面所

洗面所は各室に、トイレは各ユニット内に数箇所設置されています。

4. 職員配置の状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置基準〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	職務内容
施設長 (管理者)	1名	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	1名以上	入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整・居宅介護支援事業者等の他の機関との連携を行います。
介護支援専門員	1名以上	生活全般に関係をする施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、その内容が適切に実施されているか、ケアカンファレンスを通して本人や家族、職員等にも含め相談等の意見調整、実施をします。
介護職員	30名以上	入所者の心身の状態を把握するとともに日常生活の介護を行います。
看護職員	3名以上	入所者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の診療補助、看護並びに職員の保健衛生管理を行います。
管理栄養士	1名以上	入所者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮した献立の作成と調理員の指導、給食記録を行います。
医師	必要数	入所者及び職員の診療に従事し、看護職員を指示します。
機能訓練指導員 (看護師兼務)	1名以上	入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制（標準的な勤務帯）
内科医師	毎週水曜日 13:00～15:00の間（変更する場合あり）
介護職員 ※日勤に関しては複数パターン有	早番：7:00～16:00 日勤：9:00～18:00 遅番：11:00～20:00 夜勤：16:00～（翌日の）10:00
看護職員	日勤：9:00～18:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が契約者に対して提供するサービスについて次の場合があります。

- ①利用料金が、介護保険から給付される場合
- ②利用料金の全額を、契約者に負担いただく場合

(1) 当施設が提供する基準サービス以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供(全室個室)

② 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため、離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。状況に応じてリビング以外でも食事をとることができます。
- ・食事の時間や場所もご希望があれば相談に応じ対応いたします。
- ・嗜好により、食事時等でアルコールの提供をすることは可能ですが、過度な飲酒はご遠慮ください。

(嗜好品はお持ちいただくことが可能です。管理方法をご相談させていただきます。)

・食事時間の目安

- 朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0
- 昼食 1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0
- 夕食 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

※ 調理状況又は施設の行事等により、変動する場合があります。

※ 食事は2時間の取り置きが可能です。2時間を過ぎましたら破棄させていただきます。

③ 入浴

- ・1週間に2回以上、寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・医師が入浴を適当でないと判断する場合には清拭を行います。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員が事業所に在籍する場合、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、機能の減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮いたします。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ・口腔内の清潔を保つ為、口腔ケアを毎日実施してまいります。

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計をお支払いいただきます。
 （サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

（1日あたりのユニット型個室ご利用料金目安）（加算除く）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス利用料金	7,182 円	7,932 円	8,736 円	9,497 円	10,237 円
② 介護保険から給付される金額（1割負担）	6,463 円	7,138 円	7,862 円	8,547 円	9,213 円
③ 2割負担の給付される金額	5,745 円	6,345 円	6,988 円	7,597 円	8,189 円
④ 3割負担の給付される金額	5,027 円	5,552 円	6,115 円	6,647 円	7,165 円
⑤ 1割負担の自己負担額（①－②）	720 円	795 円	875 円	951 円	1,025 円
⑥ 2割負担の自己負担額（①－③）	1,438 円	1,589 円	1,750 円	1,902 円	2,050 円
⑦ 3割負担の自己負担額（①－④）	2,157 円	2,382 円	2,624 円	2,853 円	3,075 円
⑧ 居住費実費負担分					
第1段階	820 円				
第2段階	880 円				
第3段階①	1,370 円				
第3段階②	1,370 円				
第4段階	2,100 円				
⑨ 食費 実費負担分					
第1段階	300 円				
第2段階	390 円				
第3段階①	650 円				
第3段階②	1,360 円				
第4段階	1,700 円				
⑩ 自己負担合計 （⑤+⑧+⑨）					
第1段階	1,840 円	1,915 円	1,995 円	2,071 円	2,145 円
第2段階	1,990 円	2,065 円	2,145 円	2,221 円	2,295 円

第3段階①	2,740円	2,815円	2,895円	2,971円	3,045円
第3段階②	3,450円	3,525円	3,605円	3,681円	3,755円
第4段階	4,520円	4,595円	4,675円	4,751円	4,825円
2割負担 (⑥+⑧+⑨)	5,238円	5,389円	5,550円	5,702円	5,850円
3割負担 (⑦+⑧+⑨)	5,957円	6,182円	6,424円	6,653円	6,875円

- ・契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。また、身体の状態に変化があり、要介護度の変化があった場合も同様です。
- ・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ・契約者が入院、または外泊をされた場合には、6日迄は外泊時費用加算分、それ以降は負担限度額に応じた居室料を徴収させていただきます。

入所者の負担段階 (当施設の食費と居住費の負担額は、段階に応じて下記のとおりです)

入所者負担段階		食費 (日額)	居住費 (日額)
			居室 (個室)
第1段階	・ 第4段階の条件に該当しない事。 ・ 高齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	300円	820円
第2段階	・ 第4段階の条件に該当しない事。 ・ 申請者の前年の課税年金収入+合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	880円
第3段階 ①	・ 第4段階の条件に該当しない事。 ・ 申請者の前年の課税年金収入+合計所得金額の合計が80万円から120万円以下の方	650円	1,370円
第3段階 ②	・ 第4段階の条件に該当しない事。 ・ 申請者の前年の課税年金収入+合計所得金額の合計が120万円を超える方	1,360円	1,370円
第4段階 (非該当)	・ 上記、第1段階～第3段階に該当しない方 ・ 別の世帯の配偶者が市民税課税者 ・ 申請者及び配偶者の預貯金等の額が2000万円(単身の場合は1000万円)を超える方	1,700円	2,100円

※介護、医療その他保険情報の確認等のため、以下の各種保険証、手帳類をお預かりいたします。
介護保険被保険者証、健康保険証、老人医療受給者証、重度障害者医療証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、被爆者手帳など

加算について（必要に応じて下記の加算が算定されます）

- 夜勤職員配置加算（18 単位/日）
夜勤を行う職員の数が、最低基準を 1 人以上、上回っている場合加算されます。
- 看護体制加算（Ⅰ）（4 単位/日） （Ⅱ）（8 単位/日）
（Ⅰ）常勤の看護職員が 1 名以上勤務していること。（Ⅱ）看護職員が 25 人に対し 1 名以上配置されているとともに、24 時間の連絡体制を確保した場合。
（Ⅰ・Ⅱ）共に体制が整った場合は両方を算定いたします。
- 初期加算（30 単位/日）
入所日から 30 日間加算されます。また、1 ヶ月を超える入院後の再入所の際も 30 日間加算されます。
- 栄養マネジメント強化加算（11 単位/日）
常勤の管理栄養士を 1 名以上配置し、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、各専門職が共同して、入所者ごとの摂取機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。策定した栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録し、必要に応じて見直している場合の加算です。
- 外泊時費用加算（246 単位/日）（※初日及び最終日は算定いたしません）
入院や外泊をされた場合、介護サービスや食事提供に係る料金のご負担はありませんが、ひと月に 6 日間（月をまたぐ場合は 12 日間）を限度として上記料金をいただきます。
- 看取り介護加算Ⅰ（72 単位～1280 単位）
（※死亡日 45 日前から死亡日まで日数により）
重度化対応加算算定施設で、医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、入所者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り計画を作成し、看取り介護を受けた場合、当施設または居宅で死亡した場合に加算します。
死亡日 45 日前～31 日前 72 単位/日
死亡日 30 日前～4 日前 144 単位/日
死亡日前々日、前日 680 単位/日
死亡日 1280 単位/日
- 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間の場合 650 単位/回）
（深夜の場合 1300 単位/回）
複数の医師を配置するなどの体制を整備した特養について、配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に加算されます。
- 精神科医師定期的療養指導加算（5 単位/日）
認知症である入所者が全入所者の 3 分の 1 以上占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行った場合に加算されます。
- 療養食加算（6 単位/日）
入所者の病状等に応じて、医師より入所者に対して疾患治療の手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された方に加算されます。

- 経口移行加算（28 単位／日）
 経管による栄養摂取をされている方で経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。
- 経口維持加算
 - ・ A 経口維持加算 I（400 単位／月）著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為に医師又は歯科医師の指示に基づく栄養管理を行う必要性が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。
 - ・ B 経口維持加算 II（100 単位／月）誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為に医師又は歯科医師の指示に基づく栄養管理を行う必要性が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。
- 口腔衛生管理加算 I（90 単位／月）
 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数を 2 回以上行った場合に加算されます。
 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じる対応を実施した場合に加算されます。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算（200 単位／日）
 認知症の行動・心理症状（B P S D）が認められ、在宅生活困難と医師が判断し緊急に入所を受け入れた場合、入所日から 7 日を限度として加算されます。
- 個別機能訓練加算 I（12 単位／日） II（20 単位／月）
 機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、看護職員などが 1 名以上配置されていて、他職種が共同して個々の個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、機能訓練が実施されている場合の体制加算です。また、個別機能訓練加算 I を取得し、その個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、有効に機能訓練を実施し、必要な情報を活用することで加算されます。
- 在宅復帰支援機能加算（10 単位／日）
 退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰を積極的に行い、且つ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設において加算されます。
- 在宅・入所相互利用加算（40 単位／日）
 在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が入所者に関する情報交換を十分に行い、複数の入所者が在宅期間および入所期間（3 ヶ月程度）を定めて、同一の個室を計画的に利用する場合に加算されます。
- 退所時等相談援助加算
 在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、以下の加算が生じる場合があります。
 - ・ A 退所前訪問相談援助加算（入居中に原則 1 回／460 単位）
 - ・ B 退所後訪問相談援助加算（1 回／460 単位）
 - ・ C 退所時相談援助加算（1 回 400 単位） D 退所前連携加算（1 回／500 単位）

- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（総単位数の13.6%）

都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。

- 日常生活継続支援加算（46 単位／日）

都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が入所者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。

- 自立支援促進加算（300 単位／月）

入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため、定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を評価する。

- 外泊時在宅サービス利用費用（560 単位／日）

入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日に付き一定の単位数を算定する。

- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ（3 単位／日） Ⅱ（13 単位／日）

入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回の、評価を行い、その評価結果を提出すること。

上記内容の評価、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件

- ・ 関連職種の方が共同して、入所者の褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。
- ・ 褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとの褥瘡管理を実施すること。
- ・ 上記評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと。

※3月に1回を限度とする。

- 排せつ支援加算Ⅰ（10 単位／日） Ⅱ（15 単位／日） Ⅲ（20 単位／日）

排せつに介護を要する入所者のうち、身体機能の向上や環境調整等によって排せつに係る要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、入所者もそれを希望する場合には加算されます。

- 科学的介護推進体制加算Ⅰ（40 単位／月） Ⅱ（60 単位／月）

ADL 値や栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する事で加算されます。

- 安全対策体制加算 20 単位（入所時に一回）

施設内に安全対策部門を設置し、外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備された場合に、加算されます。

※ 介護保険の単位数は端数処理により誤差が生じることがありますので、ご承認頂けますようお願いいたします

契約終了後の、1週間以内に居室の明け渡しがなされない場合に発生する費用

※・・・1日/2,100円 (居住費として)

- ・契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了後から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金です。
- ・上記料金に加え、契約者の実費負担となるサービス及びサービス提供外の実費費用が発生した場合は、あわせてお支払いいただきます。
- ・経済状況の著しい変化、その他、やむを得ない事由がある場合、変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

- ・サービスの概要と利用料金 (利用料金の全額が、ご契約者の負担となります)

サービス内容	利用料金	説明
①食費	1日/1,700円	契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。
②特別な食事の提供 (お酒類、行事食等)	実費	・契約者、又は家族等のニーズに対応し、契約者等が選定したもの。 ・高価な食材を使用し、特別な調理を必要とするもの。
③入院、通院時の 付き添い費用	1,113円/時間 (時間が短い場合は分単位で 計算します)	・提携協力病院以外の病院に受診する場合で、家族等が送迎できないなど、やむを得ない場合のみ。
④レクリエーション・クラブ 活動材料費	実費	・契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
⑤理美容費	カット・・・2,200円～ パーマとカラー・・・9,700円 ～	・月に1回程度、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
⑥クリーニング代	実費	・契約者の希望及び施設での洗濯が困難な衣類を外部の業者に発注した場合。

⑦健康管理費	実 費	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断等により、インフルエンザ予防接種等を行う場合。 ・医療保険適用外の健康管理に係る費用です。
⑧その他日常生活上、必要となる諸費用	実 費	<p>日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担頂くことが適当であるものに係る費用を負担して頂きます。</p> <p>例) 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品で、契約者に一律に提供されるものではなく、契約者個人、又はその家族等の選択により利用されるものとして、施設が提供するもの。(オムツ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。)</p>
⑨居住費	居室（個室） 1日／2，100円	<ul style="list-style-type: none"> ・個室を利用し施設に居住する際にかかる費用です。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたりの）ご負担となります。
⑩ 通院以外の個別送迎等経費	1，113円／時間 (時間が短い場合は分単位で計算します)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者または家族の希望による買い物や、外泊等の際、希望や依頼による送迎等
⑫ 外出レクリエーション等で外出する場合	目的地までの距離や飲食の有無などにより異なります。	
⑬ 居室料金	1日／2，100円ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額	<p>契約者が医療機関に入院された場合に発生する費用です。入院翌日から6日間の外泊時費用算定期間以降から発生します。</p>

※ クラブ活動について契約者の希望に応じて、実施可能な活動やアクティビティーに富んだ活動を行います。(書道・手芸・華道・カラオケ・陶芸・園芸 等)

※ その他契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書 第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月26日（26日が土日祝日の場合、翌営業日引落とし）に指定口座より自動引落としさせていただきます。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）なお、自動引き落としにかかわる手数料はご負担願います。

(4) 入所中の健康、医療等の提供について日常健康管理については嘱託医の定期往診（月4回）を原則といたします。入院治療等が必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、以下の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

・ 嘱託医

医療機関の名称	在宅療養支援診療所 虹ヶ丘クリニック
医師名	正岡 智和
診療科目	内科・整形・摂食機能療法
住所	神奈川県川崎市麻生区虹ヶ丘 3-2-1-1F

・ 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科目
医療法人社団幸隆会 多摩丘陵病院	東京都町田市下小山田 1491	内科・外科・整形外科・脳神経外科・消化器外科・眼科・泌尿器科・婦人科・麻酔科・リハビリテーション・形成外科・歯科・人間ドック
医療法人社団あさがお会 あさがお歯科	東京都町田市森野 2-8-10	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

(1) 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります（契約書第13条参照）。

① 要介護認定更新により契約者の心身の状況が非該当または要支援、要介護1・2と判定された場合。但し、要介護1・2の方が特例入所の要件に該当すると認められた場合には入所を継続することができます。

② 食事摂取が困難となり経管栄養となった場合に関して、その時の施設体制状況により入所継続が難しい場合。

- ③ 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者へのサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 契約者から退所の申し出があった場合。(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合。(詳細は以下をご参照下さい)

(2) 契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14、15条参照)
契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができません。その場合には、退所を希望する日の7日前までに「入所契約解除に関する確認書」をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)
(契約書第16条参照)以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合(以下詳細)
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合
6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。この場合、ひと月に6日(月を跨る場合は最大12日分)を限度として、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から、該当する利用料金を事業者に支払うものとします。
 - ② 7 日間以上3ヶ月以内の入院の場合
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。この場合、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から、該当する利用料金を事業者に支払うものとします。
 - ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。契約者の状態に応じてご相談いたします。
- (4) 円滑な退所のための援助(契約書第 17 条参照)契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。
- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - ② 居宅介護支援事業者の紹介
 - ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- ※ ⑮退所時相談援助の加算を参照

7. 身元引受人(契約書第 22 条参照)

契約締結にあたり、東京都内又はその周辺(近県を含む)に居住する身元引受人1名を定めて頂きます。

- (1) 身元引受人の責務について
身元引受人は、契約に基づく契約者の事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負うとともに、次の事項について必要な行為をして頂きます。
 - ・ 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合。入院申し込み手続、保証金関係。
 - ・ 契約者が契約解除の通告を受けた場合の契約者の身柄の引取りまたは転居先の確保。
 - ・ 契約者が死亡した場合、遺体の引取り、遺留金品等の処理に関する手続。
 - ・ 前各号の他、契約者の身上に関する必要な措置。
- (2) 身元引受人の変更についてご契約者は、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに施設に通知し、新たに身元保証人を立て、所定の手続きをして頂きます。
- (3) 身元引受人のいない場合について
 - ① 事業者は、施設入所者において身元引受人を立て難く、やむを得ない特別の事情があると認められるときは、身元引受人を立てないことを承認することができます。
 - ② 契約者は、前項により身元引受人を立てることができない場合、次に定める事項について、事業者の指示に従うのとし、入所に関わる手続き等を事業者、契約者間において、取り交わすことができます。

- ・ 契約に基づく契約者の事業者に対する債務履行の確保に必要な措置
- ・ 疾病等により医療機関に入院を要する場合の承諾及び医療機関の選定ならびに入院等の確保に必要な措置
- ・ 養護老人ホーム等の他の施設に移転が必要になった場合の移転先の選択その他移転に必要な措置
- ・ 死亡した場合における葬儀、遺骨の埋葬、遺留金品に関する必要な措置
- ・ 全各号の他、この契約の履行にかかわる契約者の身上に関する措置

8. 苦情の受付について

当施設における苦情の受付当施設における苦情やご相談は専用窓口で受付します。

ご意見箱 1 階フロアに設置してあります。

苦情受付窓口 事務長 丸山 慎平

苦情解決責任者 施設長 松本 勇作

受付時間は、毎週月曜日から金曜日の 9:00 から 17:00 です。

(1) 行政機関、その他苦情受付機関

- ① 町田市 いきいき生活部 介護保険課 給付係
町田市森野 2-2-22 電話：042-724-4366 F A X：050-3101-6664
対応時間：8:30～17:00
- ② 東京国民健康保険団体連合会
東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
電話：03-6238-0177 (国保連合会苦情相談窓口専用ダイヤル)
対応時間：8:30～17:00
- ③ 福祉サービス運営適正化委員会
東京都千代田区神田駿河台 1-8
電話：03-5283-7020 F A X：03-5283-6997
対応時間：9:00～17:00

9. 非常災害時の対策

(1) 被害時の対応

別途「消防計画」に定めたとおりに対応を行います。

(2) 避難訓練及び防災設備

別途「消防計画」に定めたとおりに、法令に通りに年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者も参加して行います。なお、出来る限り毎月の避難訓練及び救命救急訓練を実施して行きます。

①スプリンクラー ②避難階段及び吐き出し口 ③自動火災報知機 ④誘導灯 ⑤消火器 ①～⑤の設備点検は年 2 回実施します。

- ・ カーテンは防災性能のあるものを使用しています。

10. 施設利用時の留意事項

(1) 来訪・面会

来訪者は事務所の面会簿に面会時間、氏名等を記入してください。面会時間は原則として、10:00から17:00までとします。

(2) 外出・外泊

所定の用紙を事務所にて記載し、ご提出の程、お願いします。

(3) 持ち込み制限

入所にあたり、原則として以下のものは持ち込むことができません。

- ① 犬、猫、鳥等の動物。
- ② 刃物類、電子レンジ等の家電製品。
- ③ 騒音など他の入所者の迷惑になるもの。
- ④ 飲み物や果物、梅干し、つくだ煮等の嗜好品を持ち込みする際は、ユニット職員にお声かけご相談をしてください。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設は、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設の設備を破損したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がございます。
- ② 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

以上

令和6年7月31日更新

私は、本書面に基づいて特別養護老人ホーム レガメ町田の職員から上記重要事項説明書の説明を受け同意し、交付を受けました。

年 月 日

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人及び署名代行人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

説明者 _____ (印)

社会福祉法人 泰政会
特別養護老人ホーム レガメ町田
施設長 松本 勇作 (印)

